



ごみ及び資源物分別表

収集日程は「ごみ収集日程表」をご覧ください。

2020
改定

完全透明袋(容量30~45l・厚さ0.03mm以上)に入れて出してください。

産業廃棄物(農業用廃プラ)は収集しません。

資源物	可燃ごみ (燃やせるごみ)	紙・木くず類	皮革・ゴム製品	その他燃やせるごみ	30~45lの透明の袋に入れて出してください。
		酒パック、写真、紙くずなど	カバン、靴など	カイロ、下着類、紙おむつ、ペットの砂、貝殻、ビデオ、CD、DVD、カセットテープなど	
	不燃ごみ (燃やせないごみ)	プラスチック類(容器包装を除く)	生ごみ類	厨茶類、肉、野菜くず、茶殻、骨、ラップ、パランなど ※生ごみは出来るだけ各家庭で堆肥としてリサイクルしてください。 金属及び不燃物等の異物が混入しないように分別し、水きりパケツ等で充分に水切りしたうえで、新聞紙等で包んで、可燃ごみと一緒に出してください。	
	古紙類 4品目に分別	有害ごみ	小型家電類	金物類	粗大ごみ ・金属以外 ベッド・タンスなどの家具類、衣装ケース・ゴルフバッグなど ・主に金属 自転車・扇風機・デスク・金属など
		蛍光灯、電球、水銀体温計など ※少量の場合、小さな透明の袋で出しても構いません。	ビデオデッキ、ゲーム機、デジタルカメラ、電話機、リモコンなど	アルミ・スチール表示のない空き缶、なべ、ヤカンなど ※鋭利なものは危なくない程度に紙などで包んでください。 ※台所用アルミホイル、アルミ皿は洗って一緒に出してください。	粗大ごみ以外をそれぞれを30~45lの透明の袋に別々に分けて出してください。(少量の場合を除く) ※粗大ごみは別です。(左記参照)
	古布類 2品目に分別	ダンボール ・空き箱はたんてしばって出してください ・ガムテープやホチキス針はできる限り取り除いてください	紙パック ・牛乳パック・ジュースのパックなどで、パックの内側が白いもの ※内側が銀色のものは可燃ごみへ ・洗って切り開いて乾かしてください	雑誌、その他の紙類(名刺サイズより大きい紙) ・週刊誌・文庫本・教科書・ノート・辞書等は、しばって出してください ・菓子箱・ティッシュ箱・封筒などの小さいものは、雑誌などにはさむか紙袋などに入れて、しばって出してください ・シュレッダーした紙は、散らばらないように透明な袋にいれてください ※ビニールやセロハンテープ等の紙でないものは、取り外し、可燃ごみへ ※感熱紙・合成紙・汚れている紙・食品や洗剤の取れない紙製容器は可燃ごみへ	ひもで十文字にしばって出してください。
	缶類 2品目に分別	衣類 ・シャツやズボン着用可能なものの、タオル、シャツ、ハギし、くつ下、毛糸(セーター類)など ○ボタン、ファスナーは、つけたまま出してください	布団・毛布類(持ち込み) 小さく切って袋に入れるか、ひもで十字にしばって出してください。		ひもで十文字にしばって出してください。
	びん類 3品目に分別	飲食用缶(アルミ缶・スチール缶) ※缶詰・ミルク・お菓子の缶なども対象になります。	アルミ缶とスチール缶の分別は不要です。 混合で出してください。 中をすすいで	スプレー缶・カセットボンベ スプレー缶、カセットボンベは、必ず使い切ってからごみに出してください。缶に穴を開ける必要はありません。	透明の袋に入れて出してください。 ※(アルミ・スチール)と「スプレー缶等」は一緒にせず、必ず分けください。
	ペットボトル	無色のびん 茶色びん 他の色のびん	※中をすすいでキャップは取り除いてください。 ※色別で出してください。 ※ラベルを取る必要はありません。 ※金属のふたは不燃ごみへ 「プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装へ」 注意!出せない物(板ガラス、耐熱ガラス、セトモノ油ビン等)は、上記の「不燃ごみ」の区分で出してください。	注意! ※「くもりガラス」のようなびんは、口部を見て判断してください。	3品それぞれを透明の袋に入れて出してください。 ※ビールや一升びんなどの繰り返し使えるびんは、酒屋さんなどへお返しください。
	プラスチック製容器包装	パック・カップ類 トレイ類 プラスチック製ボトル類 レジ袋・食料品袋	※落書きはしないでください。 ※つぶさないでください。 ※必ず中をすすいでください。 ※キャップ、ラベルは取り除き、プラスチック製容器包装で出してください。	このマークが目印です PET このマークが目印です このマークが目印です ※容器包装以外のプラスチックは「可燃ごみ」で出してください。 ※汚れているものは洗って、水気を切ってから出してください。洗つても汚れが落とせないものは、「可燃ごみ」で出してください。 ※二重袋で出さないでください。	透明の袋に入れて出してください。

出してはいけないごみ



※専門業者・購入店・取扱店などにお問い合わせください。

●家電リサイクル法対象品



※家電販売店での引き取りが出来ない場合、町民生活課までご連絡ください。※産業廃棄物処理業者に処理を依頼(有料)してください。

●産業廃棄物(事業活動の中で不要となったもの)

◇燃え殻、汚泥、廢油、廢酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、紙くず、動物の死体、ばいじん、動物のふん尿、その他
◇(安定型5品目) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、かれき類

お問合せ

美郷町役場町民生活課 ☎ 66-3604

日向衛生公社北郷営業所 ☎ 62-5500

美郷町南郷クリーンセンター ☎ 59-1155

西郷環境美化センター ☎ 66-2173

注意! ごみの野外焼却(野焼き)は禁止されています。廃棄物の焼却禁止違反:5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科。

ごみ出しゃまーを守りましょう。ごみの減量化を図りましょう。分別ある分別をしましょう。